

認定の概要

- ① 企業が次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定・トライくるみん認定）。
- ② くるみん認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対しては、より優良な「子育てサポート企業」として認定（プラチナくるみん認定）。
- ③ くるみん等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合、3種類のくるみんにそれぞれ「プラス」認定を追加。
- ④ 認定基準を満たさなくなったり、次世代法に違反したりした等の場合に、認定取消しの対象となる。

くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん（共通）

- ◆ 女性の育児休業取得率 75%以上
- ◆ 労働時間数
フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働
(旧基準) 45時間未満
(新基準) 30時間未満※全てのフルタイム労働者 又は
45時間未満※25～39歳のフルタイム労働者
全労働者の月平均時間外労働 60時間未満



プラス認定の認定基準

- ◆ 不妊治療のための休暇制度等を設けていること。
- ◆ 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知すること。
- ◆ 不妊治療と仕事との両立に関する研修や労働者の理解を促進するための取組を実施すること。
- ◆ 不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。
※プラス認定を受けるためにはくるみん等の認定基準を満たした上で、上記の4項目の認定基準を全て満たす必要があります。

くるみん H19.4.1～

- ◆ 男性の育児休業等取得率
育児休業（旧基準）10%以上
（新基準）30%以上
又は
育児休業＋育児目的休暇
（旧基準）20%以上
（新基準）50%以上

※男女の育児休業等取得率を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)で公表していること

プラチナくるみん H27.4.1～

- ◆ 男性の育児休業等取得率
育児休業（旧基準）30%以上
（新基準）50%以上
又は
育児休業＋育児目的休暇
（旧基準）50%以上
（新基準）70%以上

※プラチナくるみん認定後、男女の育児休業等取得率など「次世代育成支援対策の実施状況」を毎年公表しなければならない。

トライくるみん R4.4.1～

- ◆ 男性の育児休業等取得率
育児休業（旧基準）7%以上
育児休業（新基準）10%以上
又は
育児休業＋育児目的休暇
（旧基準）15%以上
（新基準）20%以上

県内企業認定数

（令和7年7月末時点）

- ◆ くるみん認定企業 … 25社
- ◆ くるみんプラス認定企業…1社
- ◆ プラチナくるみん認定企業 …2社
- ◆ プラチナくるみんプラス認定企業 …2社

R4.4.1～

くるみんプラス



プラチナくるみん
プラス



トライくるみん
プラス

